

建物構造確認シート

保険契約者名	証券番号	明細番号	
	代理店確認者		
保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造	<input type="radio"/> 耐火建築物 (※1)(※2)	<input type="radio"/> 準耐火建築物 (※3)(※4)	<input type="radio"/> 省令準耐火建物 (※5)

上記契約の対象建物（保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物）が、上記の構造に該当することを、下表で選択した確認方法により確認します。

事由番号	対象となる構造	確認方法	資料確認								
<input type="radio"/> A	耐火建築物 準耐火建築物 省令準耐火建物	施工者、ハウスメーカー、設計者または販売者（※6）に確認した。 【確認した施工者、ハウスメーカー、設計者または販売者】 <table><tr><td>確認日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>会社名</td><td></td></tr><tr><td>部署名</td><td></td></tr><tr><td>担当者名</td><td></td></tr></table>	確認日	年 月 日	会社名		部署名		担当者名		不要
確認日		年 月 日									
会社名											
部署名											
担当者名											
<input type="radio"/> B	「プレハブ便覧」に記載の住宅であることを確認した。 (メーカー名 商品名)										
<input type="radio"/> C	対象建物を同一とする当社の他契約において確認済である。 (該当契約の証券番号)										
<input type="radio"/> D	公的機関等（※7）、登録住宅性能評価機関（※8）、施工者、ハウスメーカー、設計者、販売者、不動産仲介業者等の発行する書類（パンフレット・設計書等を含みます。）に以下の記載またはチェックがあることを確認した。 <table><tr><td>耐火建築物</td><td>「耐火建築物」、「耐火構造建築物」</td></tr><tr><td>準耐火建築物</td><td>「準耐火建築物」、「準耐火イ」、「準耐火イー1」、「準耐火イー2」、「準耐火ロ」、「準耐火ロー1」、「準耐火ロー2」、「簡易耐火建築物」、「簡易耐火イ」、「簡易耐火ロ」、「簡易耐火イー」、「簡耐火」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」</td></tr><tr><td>省令準耐火建物</td><td>「省令準耐火」、「省令準耐」、「省令簡易耐火」、「省令簡耐」</td></tr></table> (注)「耐火建築物」と「耐火構造」は異なります。「耐火構造」という記載では、「耐火建築物」または「耐火構造建築物」の確認にはなりません。「準耐火構造」という記載も同様です。	耐火建築物	「耐火建築物」、「耐火構造建築物」	準耐火建築物	「準耐火建築物」、「準耐火イ」、「準耐火イー1」、「準耐火イー2」、「準耐火ロ」、「準耐火ロー1」、「準耐火ロー2」、「簡易耐火建築物」、「簡易耐火イ」、「簡易耐火ロ」、「簡易耐火イー」、「簡耐火」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」	省令準耐火建物	「省令準耐火」、「省令準耐」、「省令簡易耐火」、「省令簡耐」	該当部分を 確認 (提示)			
耐火建築物	「耐火建築物」、「耐火構造建築物」										
準耐火建築物	「準耐火建築物」、「準耐火イ」、「準耐火イー1」、「準耐火イー2」、「準耐火ロ」、「準耐火ロー1」、「準耐火ロー2」、「簡易耐火建築物」、「簡易耐火イ」、「簡易耐火ロ」、「簡易耐火イー」、「簡耐火」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」										
省令準耐火建物	「省令準耐火」、「省令準耐」、「省令簡易耐火」、「省令簡耐」										
<input type="radio"/> E	建築確認申請書（第四面）により以下のいずれかに該当することを確認した。 <table><tr><td>耐火建築物</td><td>(5. 耐火建築物欄)に「耐火」、(5. 耐火建築物等欄)に「耐火建築物」もしくは「耐火構造建築物」、または(5. 主要構造部欄)に「耐火構造」もしくは「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準(※11)に適合する構造」の記載またはチェックがある。</td></tr><tr><td>準耐火建築物</td><td>(5. 耐火建築物欄)に「準耐火」、(5. 耐火建築物等欄)に「準耐火建築物」もしくは「特定避難時間倒壊等防止建築物」、または(5. 主要構造部欄)に「準耐火構造」もしくは「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造」の記載またはチェックがある。</td></tr></table>	耐火建築物	(5. 耐火建築物欄)に「耐火」、(5. 耐火建築物等欄)に「耐火建築物」もしくは「耐火構造建築物」、または(5. 主要構造部欄)に「耐火構造」もしくは「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準(※11)に適合する構造」の記載またはチェックがある。	準耐火建築物	(5. 耐火建築物欄)に「準耐火」、(5. 耐火建築物等欄)に「準耐火建築物」もしくは「特定避難時間倒壊等防止建築物」、または(5. 主要構造部欄)に「準耐火構造」もしくは「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造」の記載またはチェックがある。						
耐火建築物	(5. 耐火建築物欄)に「耐火」、(5. 耐火建築物等欄)に「耐火建築物」もしくは「耐火構造建築物」、または(5. 主要構造部欄)に「耐火構造」もしくは「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準(※11)に適合する構造」の記載またはチェックがある。										
準耐火建築物	(5. 耐火建築物欄)に「準耐火」、(5. 耐火建築物等欄)に「準耐火建築物」もしくは「特定避難時間倒壊等防止建築物」、または(5. 主要構造部欄)に「準耐火構造」もしくは「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造」の記載またはチェックがある。										
<input type="radio"/> F	始期日が2009年12月以前の当社契約において、既に耐火性能を確認済または申告済であることを確認した。	不要									
<input type="radio"/> G	耐火建築物 地上4階建以上の建物で、地上3階以上の階に共同住宅に使用されている部分があり、特定避難時間倒壊等防止建築物に該当しないことを確認した。 (注) 昭和35年(1960年)以降かつ令和元年(2019年)6月24日以前に建築された建物の場合に限りです。										
<input type="radio"/> H	省令準耐火建物	住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)特約火災保険の保険証券、ご契約カード、領収証等に、以下の記載がある。 「(構造級別欄が)C」、(構造級別欄が)3、C×0.8、3級×0.8、 「省令準耐火」、「準耐火」、「省令簡易耐火」、「簡易耐火」、「省令簡耐」、「簡耐」	該当部分を 確認 (提示)								
<input type="radio"/> I		融資に際し、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)、受託金融機関、受託地方公共団体または同機構の認める適合証明検査機関の発行または受領した書類に、以下の記載がある。 「省令準耐火」、「省令準耐」、「準耐火」、「省令簡易耐火」、「省令簡耐」、「準(一般)」、「簡易耐火」、「簡耐」									
<input type="radio"/> J	「省令準耐火建物商品一覧」に記載の住宅であることを確認した。 (メーカー名 商品名)	不要									

(※1)建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。(※2)「耐火構造建築物(建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)施行前の建築基準法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のもの)」、「主要構造部(※9)が耐火構造(※10)の建物」および「主要構造部(※9)が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準(※11)に適合する構造の建物」を含みます。(※3)建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。(※4)「特定避難時間倒壊等防止建築物(建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)施行前の建築基準法施行令第109条の2の2に規定されている建築物)」、「主要構造部(※12)が準耐火構造(※13)の建物」および「主要構造部(※12)が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(※14)の建物」を含みます。(※5)勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号ロ(2)に定める耐火性能を有する建物として、住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。(※6)不動産仲介業者は販売者に含まれません。(※7)次の①～⑦の団体、法人等をいいます。①国または地方公共団体 ②地方住宅供給公社法に定める地方住宅供給公社 ③特殊法人等改革基本法に定める特殊法人等 ④独立行政法人通則法に定める独立行政法人および特定独立行政法人 ⑤地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人および特定地方独立行政法人 ⑥国立大学法人法に定める国立大学法人 ⑦建築基準法に定める指定確認検査機関(※8)住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める登録住宅性能評価機関をいいます。(※9)建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に定める部分をいいます。なお、建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。(※10)建築基準法第2条第7号に定める耐火構造をいいます。(※11)脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)による改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。(※12)建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に定める部分をいいます。(※13)建築基準法第2条第7号の2に定める準耐火構造をいいます。(※14)建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第109条の3第1号または第2号に適合する構造をいいます。